

被保険者各位

カシオ健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者認定要件見直しについて

平素よりカシオ健康保険組合の業務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より19歳以上23歳未満のお子様の扶養認定の新たな取り扱い基準を示す通知（変更）が出ましたのでお知らせいたします。

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の被扶養者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ扶養要件が見直されました。

【変更点】

	変更前	変更後
内容	認定対象者（被扶養者）の年間収入が130万円未満（厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。	認定対象者（被扶養者）の年間収入に係る認定要件のうち、当該認定対象者が19歳以上23歳未満である場合（学生等は関係なく年齢だけで判断）にあっては150万円未満として取り扱うこと。（年金受給者は変更なし）なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、一切の変更はありません。この要件に該当する認定対象者は被保険者の配偶者は除くと定められております。

年齢の見方	所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定する。 注）年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点にご注意ください。 例）★令和9年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和9年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となる。 →令和8年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。 →令和9年～令和9年+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。 →令和9年+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。
-------	---

参考



【注意点】

注 意 点 ①	12月31日現在の年齢が22歳である年（暦年）の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなる
注 意 点 ②	令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に事由発生日があり遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満で行う。
注 意 点 ③	あくまでも19歳以上23歳未満の収入要件のみの変更である。 配偶者は年齢関係なく従来通りの扶養要件で変更なし。 ※従来通り自己都合の別居の場合は被扶養者の収入以上の送金が必要となる。 （送金対象者は送金金額の見直しが必要）
注 意 点 ④	令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満に該当されている方 ★令和7年の収入の見方（年度の途中で法改正のため） 1月～9月 130万÷12＝108,333（1ヶ月の目安） 108,333×9＝974,997 10月～12月 150万÷12＝125,000（1ヶ月の目安） 125,000×3＝375,000 合計1,349,997 令和7年は 1,349,997 以下となります。 ※令和8年より150万未満になります。

【運用開始日】

令和7年10月1日以降にカシオ健康保険保険組合にて受付した書類

注）10月1日以降の扶養認定日の申請

【提出書類】

今まで同様、提出書類は変わりません。

従来通り、提出書類で判断が出来ない場合は別途書類のご提出を個別対応させていただきます。

すでに扶養認定されてる方は年齢により年間収入の上限が変わりますので気を付けて就労してください。
健保の収入は税法上とは異なり、通勤手当等含むすべての総収入で判断いたします。

※ ホームページには近日中に変更致します。
ご不明な点はお問合せ下さい。

【問合せ先】

カシオ健康保険組合

電話 03-5334-4263

email kenpo-tekiyou@casio.co.jp